

高額療養費の支給手続を簡素化します

今まで

手続に毎回、領収書を持って、
市役所へ行かないといけない…



これから

1回手続すれば、
後は自動で振込

翌月から
支給決定通知書を
確認するだけ！



簡素化の手続きを行うには

高額療養費が発生した場合、世帯主へ申請通知が届きます。

申請通知を持って、窓口にてお手続きください。

《必要書類》

- 本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- 振込先口座がわかるもの（通帳など）

※ 振込先が世帯主と異なり、申請を別世帯の方が行う場合は申請書裏面の委任状の記入をお願いいたします。

簡素化が停止になる場合について

次のような場合、簡素化が自動的に停止となり、従来どおり「高額療養費の支給申請通知」が届きます。

- 市税の滞納が生じた場合
- 世帯に国民健康保険の被保険者がいなくなった場合
- 世帯主が変更又は死亡した場合
- 世帯主から簡素化中止の申出があった場合
- 指定された金融機関の口座へ高額療養費の振込ができなかった場合
- 上記のほか、申請書の内容に偽り、その他不正があった場合

簡素化にあたっての注意事項について

- 振込先口座は、1世帯につき、1口座のみ設定が可能です。
高額療養費の対象となった被保険者に応じて振込口座の分割及び月ごとの変更はできません。
- 振込口座を変更される場合は、申請書（変更）の提出が必要です。
- 支給金額に差額が生じた場合は、次回の支給分で金額の調整もしくは、市からの返還請求を行うことがあります。
- 簡素化の対象とならない世帯には、従来の申請通知を送付します。
- 令和8年5月以前に申請案内を送付している高額療養費については、簡素化の対象となりません。
従来どおり窓口にて領収書の提示が必要となります。
- 75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において、高額療養費支給申請書の提出が必要となります。
(自動移行されません。)

以下の方は、**高額療養費の支給ができないことがあります、市への事前の申出が必要**となります。

- 医療機関等への一部負担金に未納がある場合
- 無料低額診療事業を利用した場合
- 一部負担金が免除となっている受診の場合
- 通勤途中、仕事上の負傷及び第三者の行為によるけが等での受診の場合

問い合わせ先

韮崎市 市民生活課 国保年金担当

電話番号 0551-22-1113

高額療養費の手続きについて詳しくはホームページをご覧ください。



韮崎市 高額療養費 簡素化

